

社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会 障害者支援施設 交野自立センター
浴室（大浴室・小浴室）改修工事 プロポーザル実施要領

1、目的

1984年12月に国際障害者年を契機に設立された交野自立センターも、設立後34年を経過し、特に大浴室については、タイルのはがれ等経年劣化が激しく、また、併設する小浴室についても、リフト浴を完備するなど主にショートステイの利用者が入浴する設備になっているが、同様に経年劣化が激しく、早急の改修が必要となっている。

一方で、大浴室の利用は、設立当初から男女入れ替え方式をとっており、利用者からも敬遠される傾向にあり、あわせて、改善の必要がある。

また、改修工事实施にあたっては、現に日々、浴室については利用する必要があることから、工事期間中の入浴代替案についても考慮されたい。

こうした状況の中で、交野自立センターを利用する利用者により良い住環境を提供するにあたり、最も適当と判断されるものを選定するため、プロポーザルを実施するものである。

2、内容

(1) 事業名 交野自立センター浴室（大浴室、小浴室）改修工事

(2) 場 所 〒576-0063 交野市寺4-590-1

TEL 072-893-4523 Fax 072-893-4524

(3) 工事完了 平成30年11月30日（金）（予定）

3、実施者

社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 理事長 道井 忠男

〒540-0006 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号 アネックスパル法円坂内

TEL 06-6940-4181 Fax 06-6943-4661

4、担当部署

社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会 障害者支援施設 交野自立センター

所長 八尾 康典、施設支援課長 前田 豊

〒576-0063 交野市寺4-590-1

TEL 072-893-4523 Fax 072-893-4524

E-メールアドレス shyocho-n@katanojiritu-center.jp

5、説明会

実施しない。ただし、下記期間における現地確認、設計図書等の閲覧は可

（注）設計図書については、現在、交野自立センターで保管しているものに限る

・現地確認、設計図書等閲覧期間及び質問受付期間

平成30年8月1日（水）～8月31日（金）10:00～15:00（土、日、祝は除く）

（注）前日までに連絡いただき、日程調整をお願いします。質疑は、メールにて、任意様式。

・プロポーザル参加申出書提出期限 平成30年8月20日(月)

別紙様式により提出をお願いします。(様式は、法人ホームページよりダウンロード)

6、提案書の提出について

(1) 作成上の留意事項

- ①上記目的の趣旨に沿った提案であること。
- ②提案書の様式等については、特に指定はありません。
- ③提案書は、貴社の考え、レイアウト案を文章や写真、図面等を用いて作成してください。

・その他添付書類

- ④大浴、小浴それぞれの平面図、工程表、仕上げ表等工事内容が分かる資料等
- ⑤必用に応じて備品リスト
- ⑥見積書

見積書には、合計金額、消費税、内訳を明記し、提案書と整合性を図ること

- ⑦会社概要、工事実績、建設業の許可証明書の写し

(2) 提出期限

平成30年9月3日(月) 17:00まで

(3) 提出場所

〒576-0063 交野市寺4-590-1

TEL 072-893-4523 Fax 072-893-4524

社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会 障害者支援施設 交野自立センター所長宛

(4) 提出部数 10部

(5) 提出方法 持参又は郵送(必着)

(6) 再提出等 提案書受理後の内容変更、追加、再提出は認めません。

(7) 費用負担 提案書提出に関する一切の費用は、参加社の負担とします。

(8) 複数提案の禁止 1社1提案のみ(複数提案否)

(9) 提案書の取り扱い

- ①提出された提案書は返却しない

(10) プレゼンテーションの実施

・平成30年9月7日(金) 15:00から随時(各社、準備5分、プレゼン20分、
ヒアリング10分)

- ・時間については、参加予定業者それぞれに追って通知します。
- ・プレゼンに必要なプロジェクター、スクリーンは当法人で準備します。

7、プロポーザル審査方式

- ・提案書を当法人の評価基準により評価し、評価点数の総合点が高い者の提案書を選定採用する方法とする。
- ・評価結果が同点となった場合は、選定委員会の審査により決定する。
- ・業者選定結果通知 平成30年9月10日（月）までにメールにて通知する。
- ・選定後、契約相手方となった提案者は、当法人ホームページで一定期間公表する。

[公表事項]

- ・会社名（会社所在地の住所）

8、審査方法

提案者の選定は、社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会が実施する交野自立センター浴室改修工事にかかる選定委員会において決定する。

9、評価基準

- ・提案内容が目的に合致しているか。
- ・男女別浴室の新設。
- ・工事期間中の代替え浴室の提案。（工事期間中も利用者は入浴できる環境をつくる）
- ・障害のある人たちが利用する浴室として、安全面において十分配慮されているか。
- ・耐久性が十分担保されているか。
- ・見積単価が妥当か、コストは安く抑えられているか。

10、参加要件

次の全てを充たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 大阪府の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を有する者。
- (4) 契約権限を有する本社、支店又は営業所を大阪府内に有すること。
- (5) 当法人の理事長、理事、監事、評議員と特別利害関係を有しない者。
- (6) 同規模の浴室改修又はそれ以上の工事实績がある者。

11、失格事項

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。